

第十一号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「（以下「パートナースhip関係の相手方」という。）」を削る。

第十五条第二項中「又は」を「、」に改め、「による介護時間」の下に「又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休業」を、「当該介護時間」の下に「又は当該子育て部分休業」を加え、同条第三項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休業」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休業」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

子育て部分休暇の導入に伴い、部分休業の承認に係る規定に当該休暇を加えるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。